

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月九日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

路線名	上新郷埼玉線
供用開始の区間	行田市大字埼玉字片原通三四八三番二地先から 同市大字埼玉字片原通三四七八番一地先まで
供用開始の期日	令和三年二月九日
備考	平成二十八年十二月二十七日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一〇五・三〇メートル